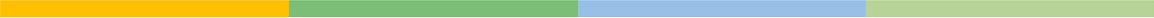
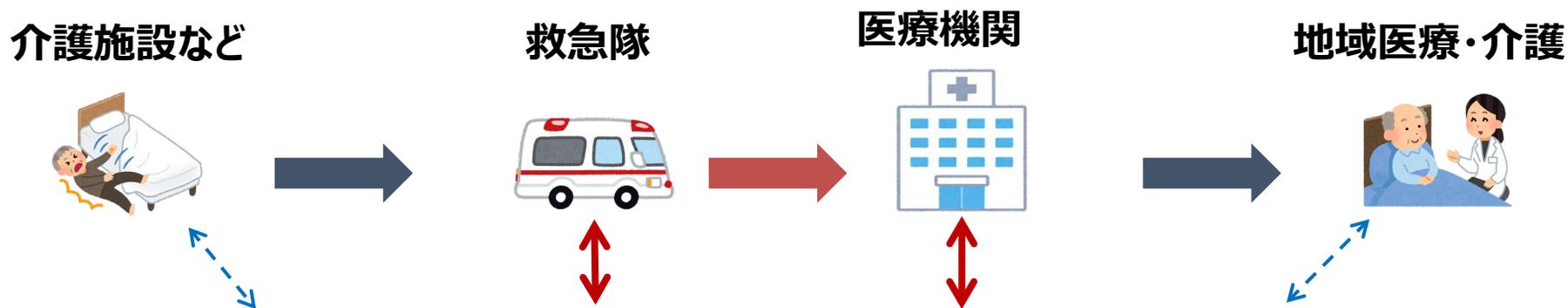


災害時活用も視野に入れた 「救急医療機関と消防機関のワンストップ連携」【募集要項】





現場に貢献する情報共有プラットフォーム

本事業の位置付け

救急搬送患者の最適化

- 施設とかかりつけ医療機関の連携強化
- #7119の活用促進
- オンライン診療の提供など

効率的な救急搬送

- 傷病者情報の迅速な収集と共有
- 共有情報の質の向上
- 搬送時間の短縮
- 救急隊の負担軽減
- 受入医療機関の負担軽減

最終的なアウトカムの改善

- 医療の質向上
- 救命率・予後の改善
- 患者満足度向上
- 住み慣れた地域での生活や療養の継続

今後も救急搬送件数の増加が見込まれる中、搬送調整の効率化が求められる。

背景

- 救急隊と病院との搬送調整は従来電話により**1:1**で行われており、受入先が決定するまで“照会”と“説明”を繰り返す必要があり、救急隊の**現場滞在時間が増加**する要因となっている。
- また、口頭のみでの情報伝達のため、精緻かつ正確な情報の共有は容易でない。
- このような現状から、複数の自治体が**個別にシステムを導入**し、搬送を効率化しようという取組がなされている。



課題

- 自治体毎にシステムを導入しているため、救急隊は広域搬送時にはシステムを活用できず、病院は複数システムへの対応が必要となるなど、現場に混乱を来しうる。
- 財政事情の厳しい自治体では、独自システムの導入が難しく、業務のDXが進まない。
- 新しいシステムの習熟に時間がかかり、結果的に利用されない。



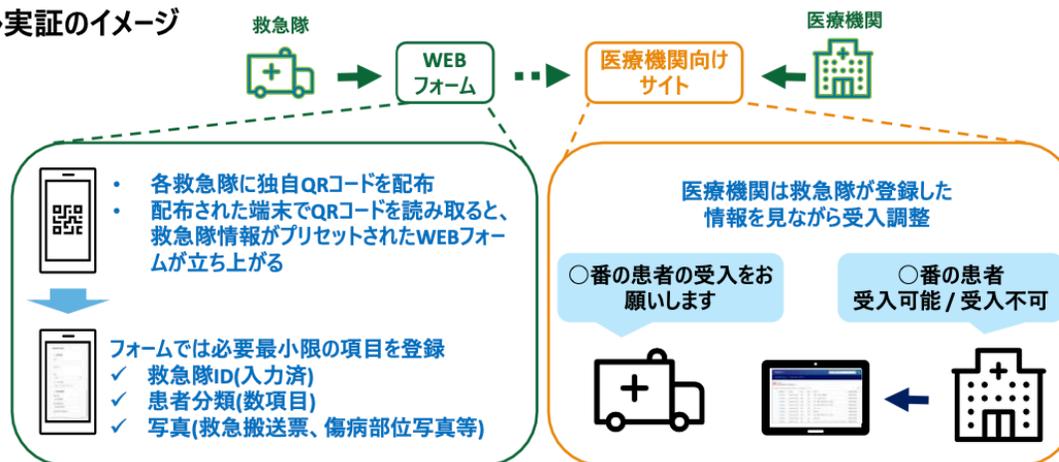
令和6年度、厚労省は消防庁と連携して、搬送調整時の架電効率を向上させるべく、「救急隊向け傷病者情報登録Webフォーム」と「医療機関向け傷病者情報閲覧サイト」を用いて搬送調整を行う「救急医療情報連携プラットフォーム」モデル事業を実施中

事業の目的

シンプルで安価な共通システムとして「救急医療情報連携プラットフォーム」を作成し、地域の救急医療提供体制に与える効果を検証する

- 1 救急医療情報連携プラットフォームの作成 救急隊や医療機関が迅速・正確に搬送調整を行う仕組みを効率的に構築する
- 2 モデル地域の選定 本事業の実証に適した地域に対して限られた期間で調整する
- 3 モデル地域における実証・データ収集・解析 モデル地域の搬送調整が円滑にできるよう配慮し、効果の評価や課題等の抽出が可能となるよう定量データや定性データの収集・解析を行う

モデル実証のイメージ

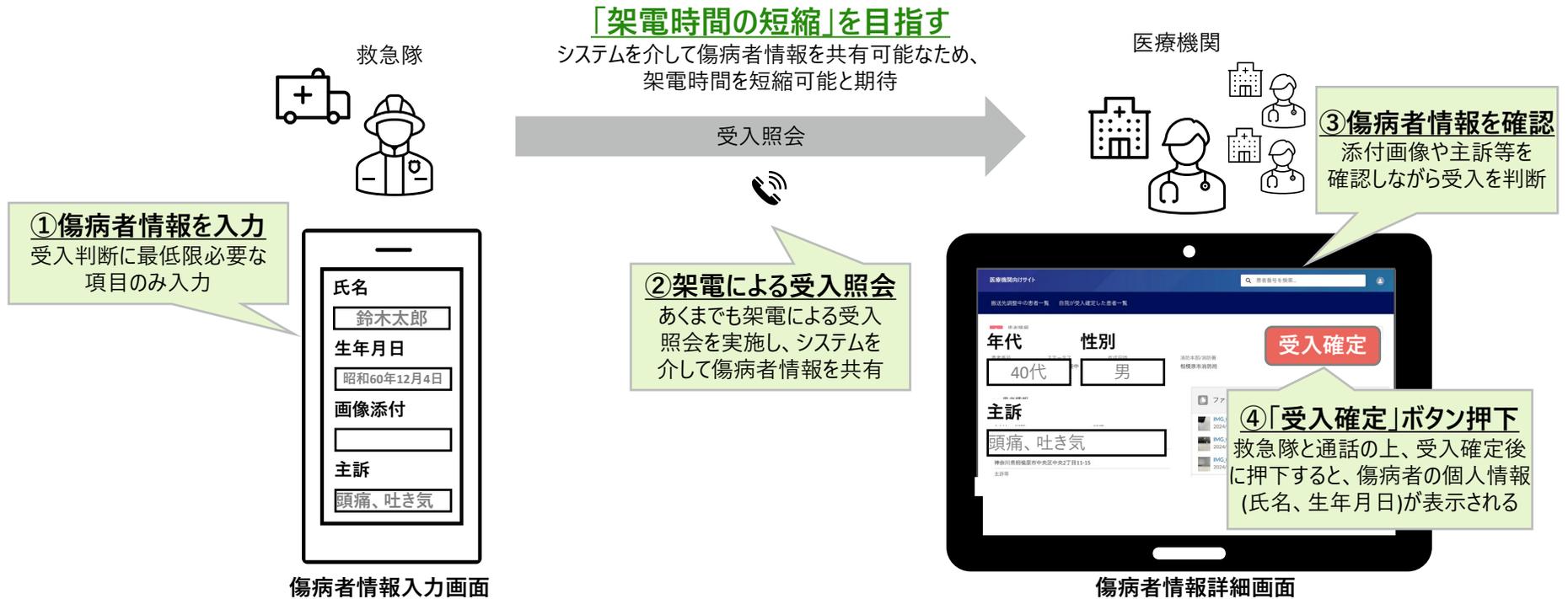


出所：救急医療情報連携プラットフォームモデル事業仕様書(厚生労働省)

事業の
実施内容

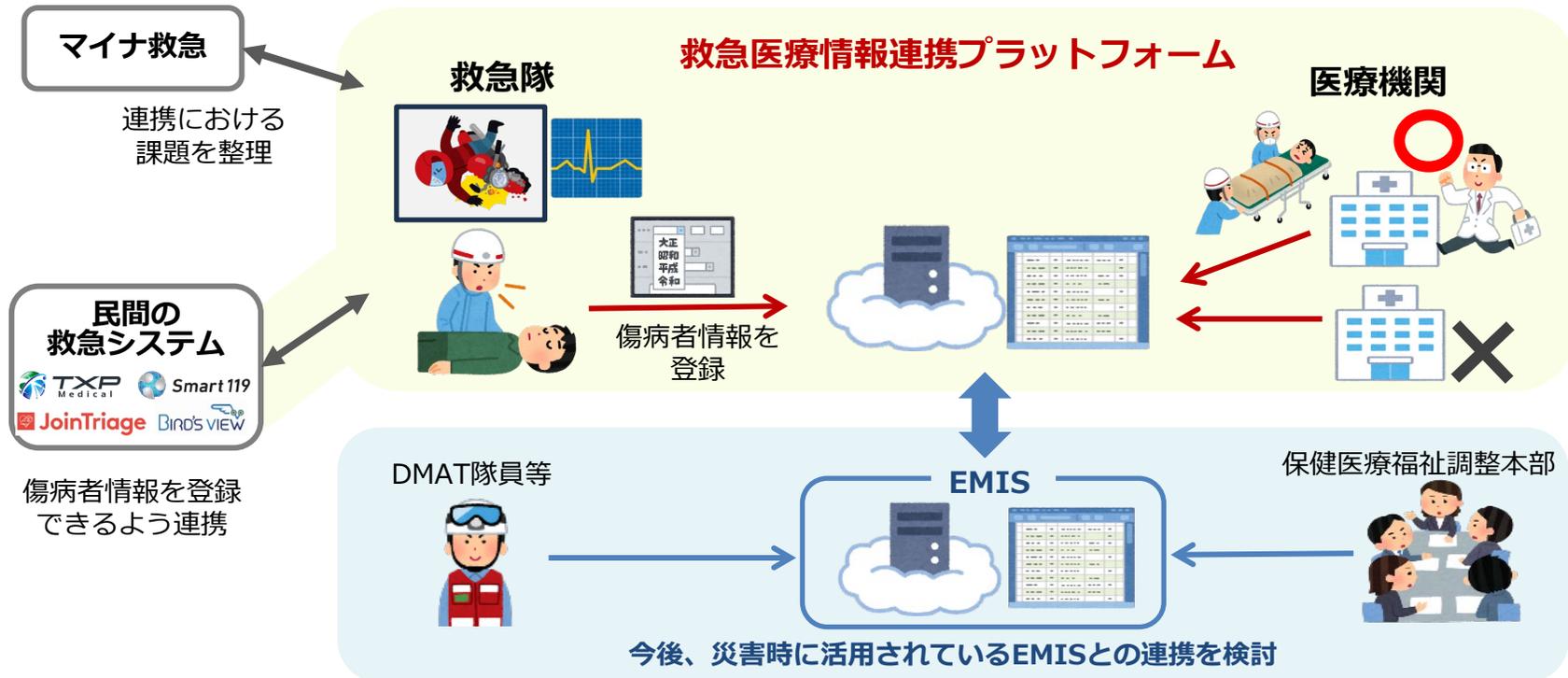
令和6年度、厚労省は消防庁と連携して、搬送調整時の架電効率を向上させるべく、「救急隊向け傷病者情報登録Webフォーム」と「医療機関向け傷病者情報閲覧サイト」を用いて搬送調整を行う「救急医療情報連携プラットフォーム」モデル事業を実施中

【救急医療情報連携プラットフォームを使用した業務イメージ】



- 救急搬送の効率化による搬送時間の短縮や、救急医療の質の向上を図るため、救急隊が傷病者情報（主訴、バイタルサイン、負傷部位の画像等）を一斉に**複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有できる「救急医療情報連携プラットフォーム」**を構築する。
- 当該プラットフォームにおいては、既に自治体で導入が進む**民間の救急システム等との連携**や、**QRコード等を介した傷病者情報のインターネット非接続PC端末への安全な転記**も可能とする。
- より効率的な運用のため、消防庁で取り組む**「マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急※）」**との連携における課題を整理する。
- 県境の地域などでは自治体の区域を超えた搬送も多くあることから、将来的には全国共通のシステム構築が望ましく、すでに**全国の病院等が災害時に利用している広域災害救急医療情報システムEMIS**との連携を検討する。

※ 救急業務の円滑化を図るため、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組

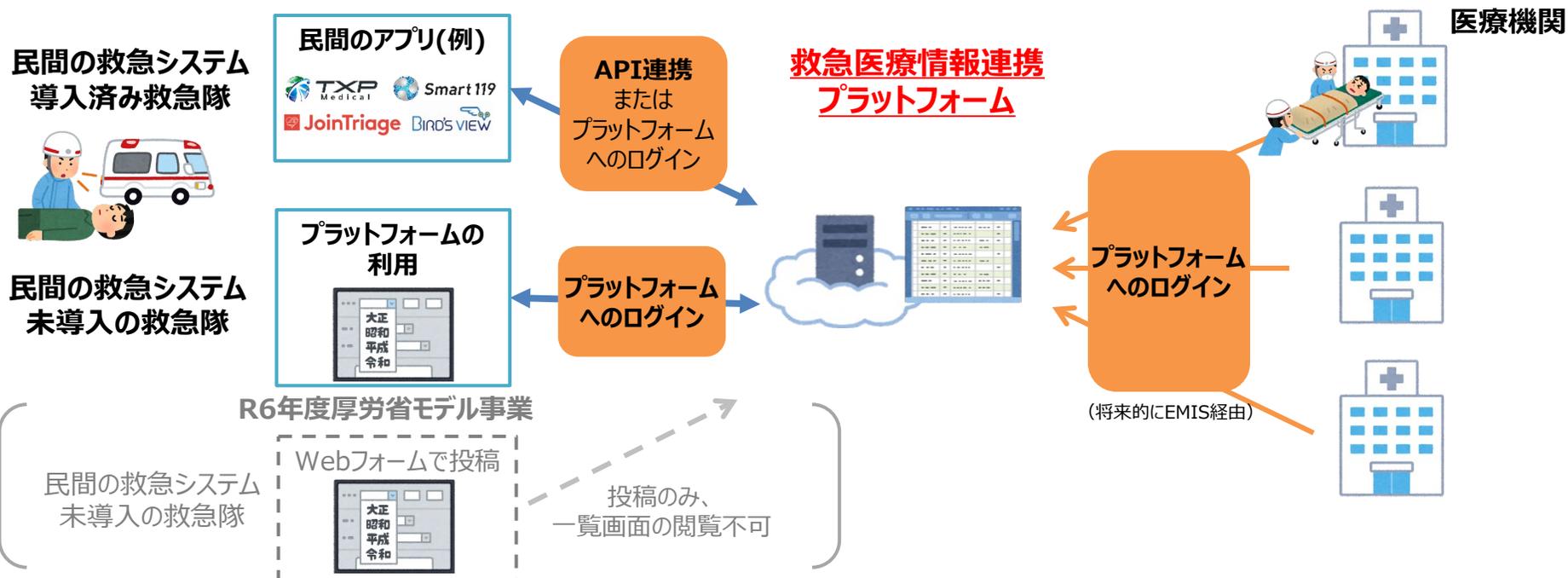


「救急医療機関と消防機関のワンストップ連携」の全国展開に向けて

TYPESにおいて、国とともに、**先導的実施に取り組む自治体を募集** します

TYPESにおける事業概要

- 「救急医療情報連携プラットフォーム」を試験的に構築・運用し、民間の救急システムとも連携
- 救急隊や救急医療機関等の協力を得て、救急搬送調整から医療機関での引継ぎまでに関する一連の業務において実際に利用してもらうことにより、システムの動作・接続や導入効果の検証を実施
- 事業の成果を踏まえ、全国展開に向けたシステム仕様書案の策定や課題抽出を行う



TYPESにおいて、「救急医療機関と消防機関のワンストップ連携」の先導的实施に取り組む自治体には、以下の項目について、各該当ページに示す要件を充たす事業を実施いただきます。

1. 事業の対象主体（P.9）

- (1) 基礎自治体（救急隊）
- (2) 医療機関

実際に救急搬送に関わる救急隊と病院を対象に、

2. 事業において実装するシステム（P.10-16）

- (1) 救急医療情報連携プラットフォーム
 1. 主にデータ連携基盤
 2. 救急隊向けシステム
 3. 医療機関向けシステム
 4. インターネット非接続端末への転記システム
- (2) 民間の救急システム

搬送先の調整をオンライン・ワンストップで行うことのできる環境を構築し、

救急隊と病院職員などに実際に利用してもらうことで、システム動作や導入による効果等を検証し、

3. 事業における検証項目（P.17-18）

- (1) システム検証
- (2) 効果検証

その成果として標準仕様案や、事業報告書を作成いただきます。

4. 事業の成果物（P.19）

5. その他（P.20）

1. 事業の対象主体

（1）基礎自治体（救急隊）＊必須

- 次に掲げる救急隊を参加要件とし、P.15に定める民間の救急システム等を利用して、救急搬送に必要な傷病者情報の登録、搬送先医療機関との調整、搬送後の報告業務等を実施していただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。

【参加救急隊の要件】

各消防本部より、過半数の救急隊の参加

- 実施自治体においては、参加自治体間での**搬送確認書（傷病者申し送り票）の統一**が求められます。
- 住民向けの告知に加えて、**医師会・病院等に向け本事業への参加を促すために、周知・調整・広報等に積極的に取り組む**ことが求められます。

（2）医療機関＊必須

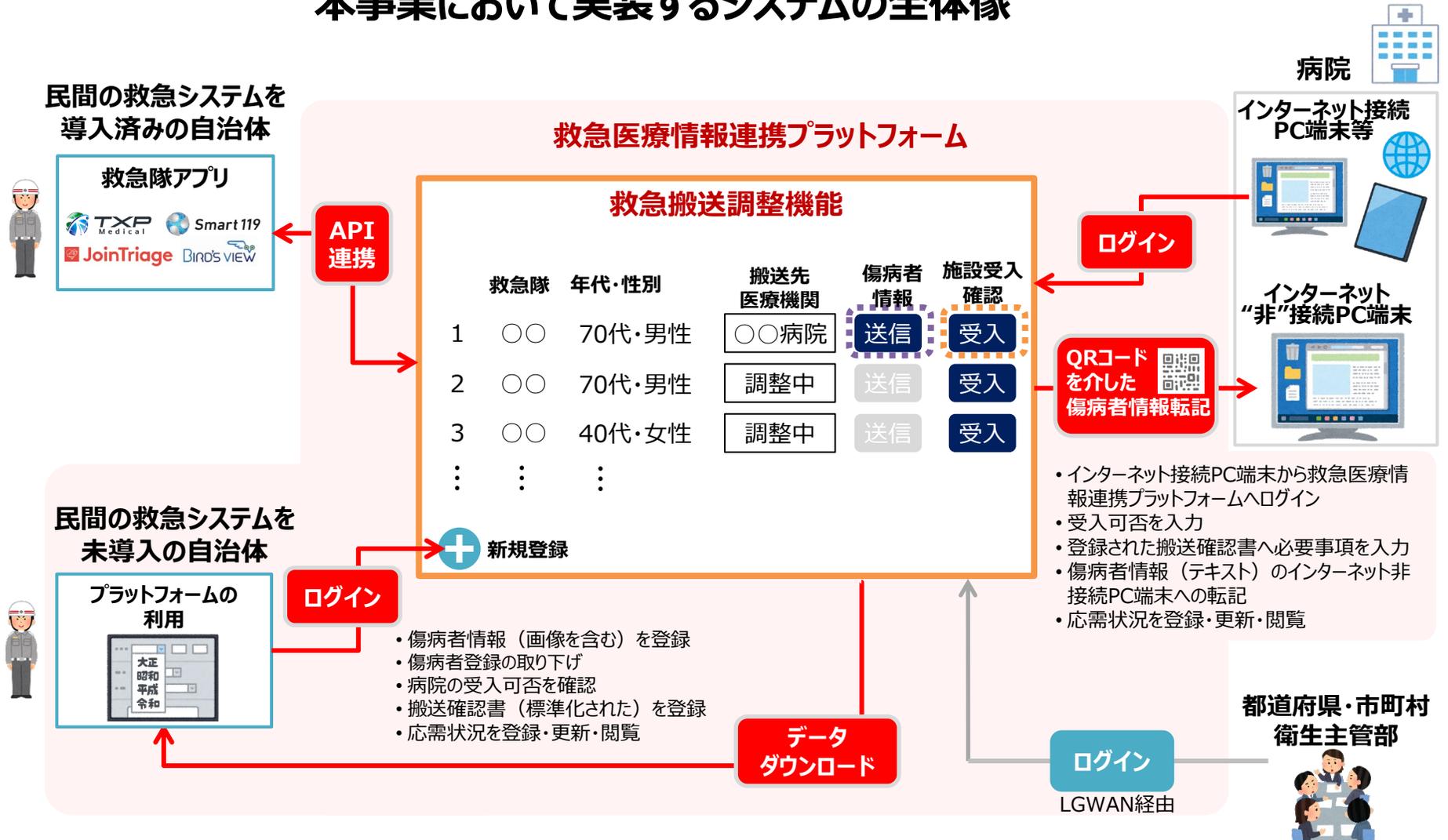
- 参加医療機関が次に掲げる要件を満たしていることとし、P.11-14に定める救急医療情報連携プラットフォームを利用して、搬送調整等に対応いただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。

【参加施設の要件】

各基礎自治体における全救急搬送件数のうち、参加医療機関（救急告示病院等）群により、合計で**80%以上の搬送受入を行っていること**

2. 事業において実装するシステム

本事業において実装するシステムの全体像



2. 事業において実装するシステム

（1）救急医療情報連携プラットフォーム（主にデータ連携基盤）

- 次に掲げる機能・要件を充たし、救急搬送に係る必要な受入医療機関情報の登録、傷病者情報の登録等を民間の救急システム等と連携して、オンライン・ワンストップで行うことを可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を、令和6年度厚労省モデル事業を参考にしながら構築・拡張し、本事業において運用することが求められます。

【救急医療情報連携プラットフォームが提供すべき機能・要件】

- ① 拡張性・保守性・連携性を担保するため、主にローコードツールで構築すること
- ② 「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン1.1版」に準拠すること
- ③ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠すること
- ④ 自治体がアクセスできるLGWAN-ASPサービスであること
- ⑤ G-MISに登録されている医療機関基本情報などに加えて、参加病院から登録される付加情報を、自治体を確認し必要な修正が可能なこと
- ⑥ 自治体単位で搬送確認書（傷病者申し送り票）データセットの登録・更新が可能なこと
- ⑦ 自治体単位で救急隊の基礎情報（車両番号や携帯番号など）の登録・更新が可能なこと
- ⑧ 傷病者情報登録時間・応需情報更新状況等の柔軟なデータ解析・ダッシュボード表示が可能なこと
- ⑨ TYPESの実証開始時（R7年10月想定）までに構築できること

【民間の救急システムとのAPI連携で充たすべき機能・要件】

- ① 医療機関情報等の受け渡しが可能なこと
- ② 救急搬送調整に必要な傷病者情報等の受け渡しが可能なこと
- ③ 搬送確認書・医師受領サイン等の受け渡しが可能なこと
- ④ 救急隊帰署後報告に必要な傷病者情報・搬送確認書等の受け渡しが可能なこと
- ⑤ TYPESの実証開始時（R7年10月想定）までに構築できること

2. 事業において実装するシステム

(1) - 2 救急隊向けシステム

- 前項で示す民間の救急システムが導入されていない場合において、次に掲げる機能及び要件を充たし、救急医療情報連携プラットフォームにログインし、本事業を実施することが求められます。

【救急隊向けシステムが充たすべき機能】

- ① 救急隊員が多要素認証を経て、プラットフォームにログインし、ブラウザ上で利用できること
- ② 傷病者情報（画像を含む）を登録・更新できること、また、登録の取り下げもできること
- ③ 救急隊員が登録したバイタルサインモニター画像をAI解析するなど入力支援・効率化すること
- ④ 搬送確認書（標準化された）を登録でき、医療機関の受入確認を得られること
- ⑤ 応需状況を登録・更新・閲覧できること
- ⑥ システム操作ログが表示され保存されること
- ⑦ 上記の仕様について、TYPESの実証開始時（R7年10月想定）までに実装できること

(1) - 3 医療機関向けシステム

- 次に掲げる機能及び要件を充たし、救急医療情報連携プラットフォームにログインし、本事業を実施することが求められます。

【医療機関向けシステムが充たすべき機能】

- ① 医療機関職員が多要素認証を経て、プラットフォームにログインし、ブラウザ上で利用できること
- ② 民間の救急システムからの登録を含め、複数の救急隊システムからの登録情報が一元管理されていること
- ③ 登録された傷病者について、受入可否を登録する（手上げ・受入確定）機能を提供できること
- ④ 自院での受入確定後に、当該傷病者の詳細情報を表示・管理する機能を提供できること
- ⑤ 搬送確認書への医療機関受入確認を電子的に登録できること
- ⑥ 受入確定した傷病者情報をインターネット非接続PC端末に転記するための、QRコード生成機能を提供できること
- ⑦ 応需状況を登録・更新・閲覧できること
- ⑧ 各医療機関によるシステム操作ログが表示され、保存されること
- ⑨ 上記の仕様について、TYPESの実証開始時（R7年10月想定）までに実装できること

- 実施自治体は、参加する病院にインターネット環境がない場合は、通信付きタブレット端末等を配備し、救急医療情報連携プラットフォームへのログインを可能にすることが求められます。

2. 事業において実装するシステム

(1) - 4 インターネット非接続PC端末への転記システム

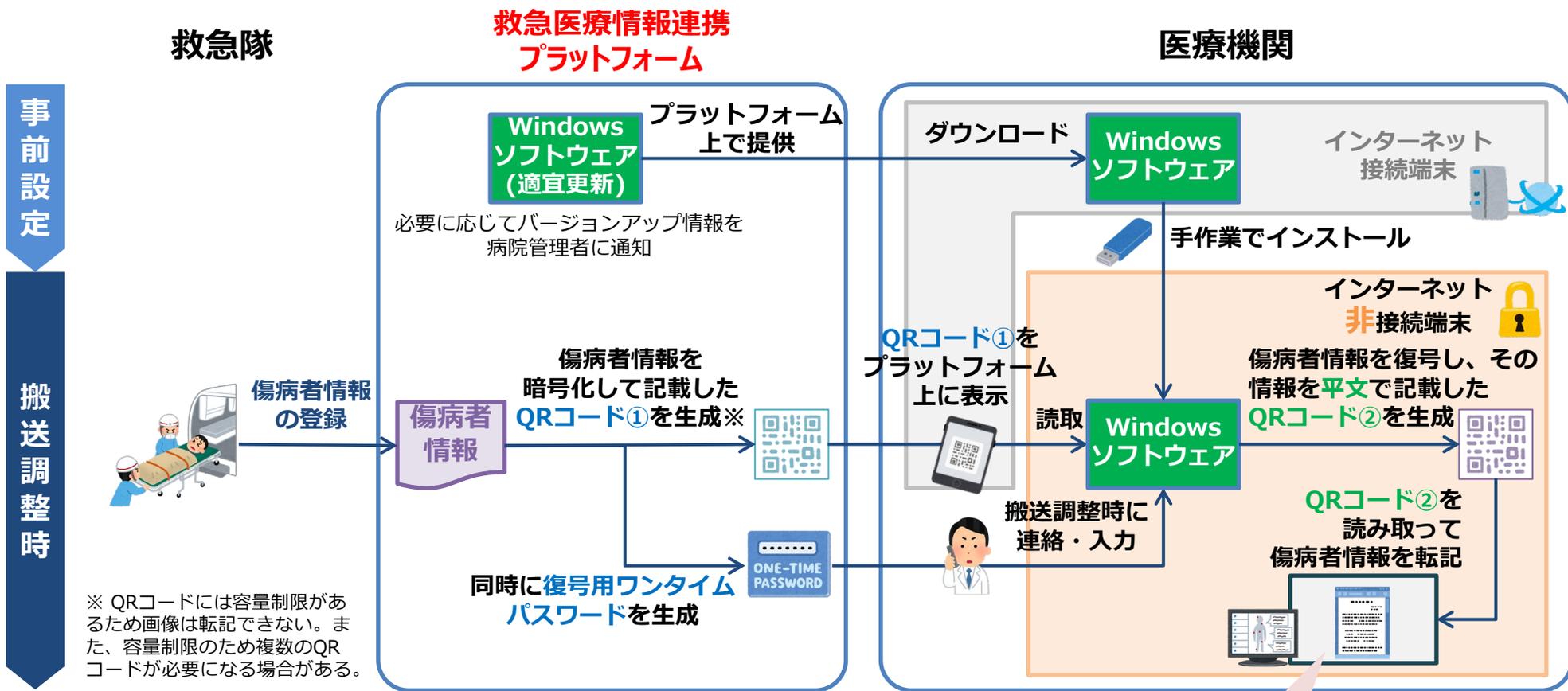
- 参加自治体においては、少なくとも2つ以上の病院において、次に掲げる機能及び要件を充たし、救急医療情報連携プラットフォームと連携して、本事業を実施することが求められます。

【インターネット非接続PC端末（電子カルテ導入端末を想定）が充たすべき機能・要件】

- ① P.14を参考に、QRコードを介して、受入が確定した傷病者情報をプラットフォームから転記できること（Windowsアプリ等に対応することも可とする）
- ② 上記の仕様について、TYPESの実証開始時（R7年10月想定）までに実装できること

2. 事業において実装するシステム

(1) - 4 インターネット非接続PC端末への転記システム（参考例）



傷病者の個人情報を院内のインターネット接続端末を介することなくインターネット非接続端末に転記

2. 事業において実装するシステム

(2) 民間の救急システム

- 次に掲げる機能・要件を充たし、救急医療情報連携プラットフォームと連携して、救急搬送に係る必要な搬送傷病者情報の登録・連携、搬送調整等の手順をオンライン・ワンストップで行うことを可能とする「民間の救急システム」を提供する民間事業者と連携し、本事業を実施することが求められます。

【民間の救急システムが充たすべき機能・要件】

- ① 救急隊および医療機関向けの救急搬送支援サービスであること
- ② プラットフォームAPI経由で医療機関情報（基本情報、担当診療科、受入状況など）を取得できること
- ③ プラットフォームAPI経由で標準化された傷病者情報データセット（傷病類型、バイタルサイン、画像、到着時間、病院着など）を送信・取得できること
- ④ プラットフォームAPI経由で搬送確認書等のデータセットを送信・取得できること
- ⑤ APIコール数等を計測し、出力できること
- ⑥ 「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン1.1版」に準拠すること
- ⑦ ISMS認証またはプライバシーマークを取得していること
- ⑧ 上記の仕様について、TYPESの実証開始時（R7年10月想定）までに実装できること

- 実施自治体においては、少なくとも1つの民間の救急システムと連携して本事業を実施することが求められます。なお、API仕様検討においては3以上の民間の救急システムを提供する事業者との協議が求められます。自治体自身が救急システムを提供している場合には、当該システムをそのうちの1つに含めることが求められます。
- また、救急隊には通信付きタブレット端末を配備し、救急医療情報連携プラットフォームへのリンクを掲載、プラットフォームへのログインを可能にすることが求められます。

救急医療情報連携プラットフォームにおいて一元化すべき情報のデータ項目

基本情報	参加医療機関の基本情報（G-MISに登録されている情報を活用すること）
	参加医療機関の救急搬送に必要な付帯情報
	救急隊のマスター情報（R6救急医療情報連携プラットフォームモデル事業を参考にする）
	二次医療圏情報
	傷病者類型マスター情報（HL7-FHIRなどを参考）
	搬送確認書データセット
即時情報	搬送傷病者に関する情報（救急搬送調整に必要となる情報）
	医療機関の手上げ情報（受入可否・受入確定など）
	医療機関の応需状況（当直医の専門・手術室の使用状況・対応不可な診療科などの申告）
	救急隊・医療機関の傷病者情報閲覧履歴のログ情報
	搬送確認書作成に必要な情報

3. 事業における検証項目

（1）システム検証

- 本事業を通じて、新たに構築する救急医療情報連携プラットフォームについて、実際の救急医療現場での検証を行うとともに、各システム間の接続に関する動作検証を行うことが求められます。

【検証すべきシステム項目】

- ①救急医療情報連携プラットフォームの動作検証
- ②救急医療情報連携プラットフォームと民間の救急システムの接続に関する動作検証

- 救急医療情報連携プラットフォームの全国展開に向けた費用試算の参考とするため、本事業におけるシステム構築に要する費用の見積もり等の提出を求められます。
- 救急隊が民間の救急システムのみを業務で利用する場合は、実証期間中の一定期間、2 隊以上の救急隊において、救急隊員が救急医療情報連携プラットフォーム（救急隊向けシステム）へログインの上、利用して業務を行うことが求められます。

（2）効果検証

- 本事業による効果検証として、当年度および前年度分の月次搬送実績について、システム登録外の傷病者分も含めて、個人情報を除く形で規定のフォーマットで提供することが求められます。
- 救急隊や医療機関へのアンケート調査の実施等を通じて、次ページに掲げるKPIについて計測し、報告することが求められます。
- なお、次ページに示す基本目標値よりも高い目標値を設定する場合や、次ページに示す項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定する場合は、加点要素となります。
- KPIについては、令和8年度及び9年度においても継続して計測し、国に対して報告を行うことが求められます。

本事業の効果検証に係るKPI項目

対象	項目	詳細項目	単位 / 基本目標値
救急隊	救急搬送に係る効率化	搬送調整に要した時間	分
		医療機関での引継ぎに要した時間（病院到着から引き揚げまで）	分
		搬送後の搬送報告業務時間	分
		搬送傷病者のアウトカムなど	—
	システム活用度	プラットフォームを利用して調整した救急搬送の割合	80%以上
		応需状況の入力率	%
		搬送確認書への医師記載項目のデジタル化率 （民間の救急システム上・プラットフォーム上、あるいは合算）	%
		システム利用のためのトレーニングに要した時間	分
	満足度	本システムを利用した搬送調整の満足度	%
	参加医療機関	システム活用度	傷病者受入に対するシステム利用率
QRコードによるインターネット非接続PC端末への転記機能利用満足度			%
受入可否の入力率			%
システム利用のためのトレーニングに要した時間			分
初診時傷病名、初診時程度の入力率			%
満足度		本システムを利用した搬送調整の満足度	%

※ 参加ユーザーへのアンケート調査については、参加ユーザーが利用するシステム画面上でアンケート回収できる仕組みを実装することが望ましい。

4. 事業の成果物

(1) システム関係

- 本事業を通じて、次に掲げる仕様書案や標準仕様書案を策定することが求められます。

【策定すべきシステム仕様書案等】

- ①救急医療情報連携プラットフォームの要件定義書案・仕様書案・デザインシステム案・データ項目案
- ②民間の救急システムと救急医療情報連携プラットフォームとのAPI連携に係る標準仕様書案・データ項目案

- これらの成果物については、救急医療情報連携プラットフォームの全国展開にあたり、国において活用できるよう、実施自治体及び受託事業者は、国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとするのが求められます。ただし、ソースコードの開示まで求めるものではありません。

(2) 実施報告書

- 本事業の実施報告書として、次に掲げる項目を含む報告書を策定することが求められます。

【実施報告書に含むべき項目】

- ①本事業による効果検証結果（KPIの計測・分析）
- ②本事業を通じて明らかとなった運用上の課題
- ③救急医療情報連携プラットフォームの全国展開を進めるにあたっての課題

5. その他の要件

(1) 事業運営検討会の開催

- 実施自治体においては、本事業の実施にあたり、国（厚生労働省・消防庁）、本事業に参加する事業者、参加救急隊及び参加医療機関、関係団体（メディカルコントロール協議会や地域医師会等）の代表等の関係者が参加する事業運営検討会を定期的を開催することが求められます。
- あわせて、事業の進捗状況を対外的に公開するためのHPを開設することが求められます。

(2) 令和8年度・9年度における取組

- 本事業の成果を踏まえ、令和7年度以降本格実施予定である「EMIS代替サービス」を拡張して救急医療情報連携機能を追加実装し、包括的な災害・救急搬送の情報連携基盤として整備する構想である。
- 実施自治体においては、令和8年度及び9年度においても、本事業で構築した救急医療情報連携プラットフォームを活用して、引き続き救急隊や医療機関に対するサービスを提供し、オンラインで一元化した救急搬送調整の体制を引き続き確保することが求められます。

※複数年契約に基づくクラウドサービス利用料を複数年度分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている3か年（実装計画期間1年、運営計画期間2年）を上限として対象経費に含めることが可能です。

- あわせて、事業の効果を計測するためのKPIについて令和8年度・9年度も継続して計測し、国に報告することが求められます。

(3) 全国展開に際しての他の自治体への協力

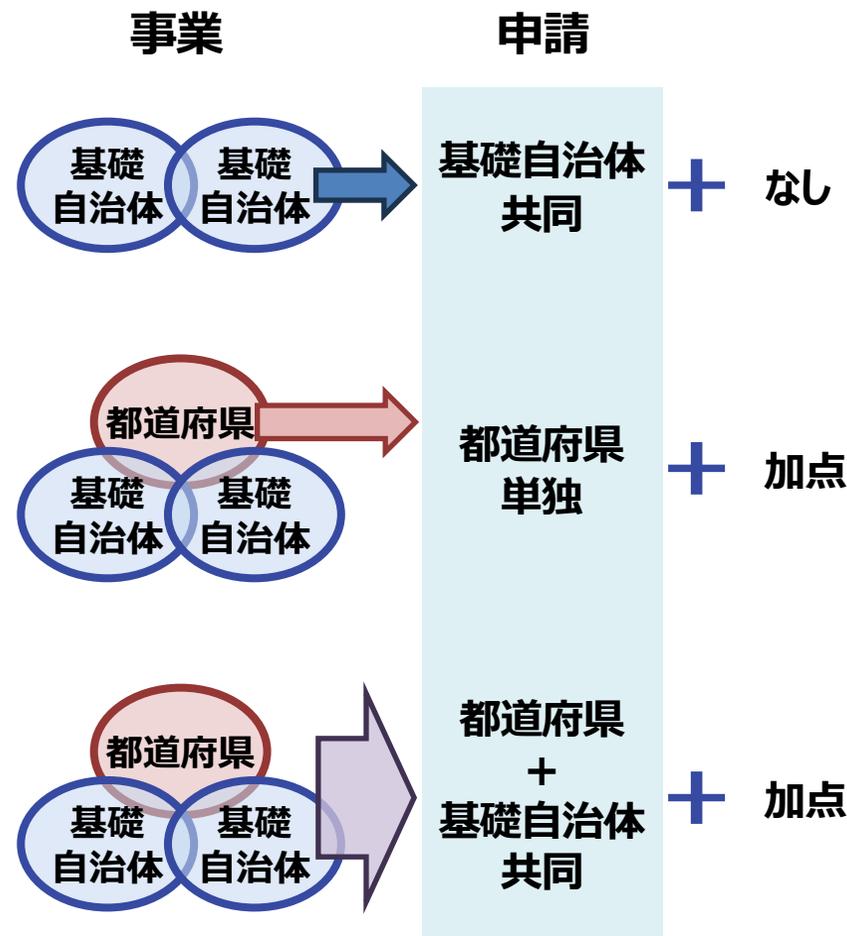
- 実施自治体においては、救急医療情報連携プラットフォームを全国展開するにあたり、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、本事業で得られた知見を共有する等、協力することが求められます。

- 実施自治体は、実施計画書において事業実施スケジュールを具体的に示すことが求められます。
(想定される事業実施スケジュールは以下のとおり)

フェーズ	令和7年度				R8～
	1Q	2Q	3Q	4Q	
調達	採択 → 調達手続き				<ul style="list-style-type: none"> ● 継続実施、KPI測定 ● 参加救急隊、施設の拡大
救急医療情報連携プラットフォーム		プラットフォーム構築	システム運用 一部の救急隊での救急隊向けシステム運用		
QRコードを介したインターネット非接続PC端末への転記システム		システム構築	システム運用		
連携する民間救急システムの改修	仕様検討	システム改修	システム運用		
業務における試行運用			試行運用 (効果測定)		
取りまとめ				報告書作成 仕様案作成	

1. 申請単位

- 救急医療情報連携プラットフォームを構築・活用して、本事業を共同実施する「複数の基礎自治体」を含む事業主体を募集します。
- 基本的に1の事業主体の採択を想定しています。ただし、予算枠との関係で可能な場合には2以上の事業主体を採択する可能性があります。
- 複数の基礎自治体の共同申請を基本としますが、都道府県が域内の複数の基礎自治体と連携して本事業を実施する場合は、都道府県が当該複数の基礎自治体と共同で、又は都道府県が単独で申請することも認められます。
- 都道府県が単独で申請する場合、域内の複数の基礎自治体から同意を得て、実施計画書の実施体制において当該複数の基礎自治体を明記することが求められます。
- 申請主体に含まれるか否かに関わらず、広域自治体としての調整機能を果たす都道府県が本事業に参加することが実施計画書の実施体制に明記されている場合は、加点要素とします。



	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	実施計画書においてその旨が表明されているか (☑チェックボックスへのチェックにより意思確認)
②	参加する救急隊の確保	P.9に定める参加する救急隊の見込数が具体的に記載されているか
③	参加する医療機関の確保	P.9に定める参加医療機関、医療機関の参加を促す取組等が具体的に記載されているか
④	連携する民間の救急システムの確保	少なくとも1つ以上のP.15に定める民間の救急システムと救急医療情報連携プラットフォームを連携して本事業を実施するものであるか（自治体自身が搬送調整システムを提供している場合は1つとして認める）。また、参加救急隊及び医療機関に導入される民間の救急システム事業者の全てが本事業に参加するものであるか。
⑤	インターネット非接続PC端末への転記システム利用の意向確認	参加医療機関において、受入確定した傷病者の詳細情報をインターネット非接続PC端末（電子カルテ導入端末等）に転記するシステムの導入意向が記載されているか

	申請要件	確認方法
⑦	事業推進体制の確立	参加救急隊、参加医療機関、各システム提供事業者、関係団体を含め、事業を推進するための体制が確立されているか
⑧	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか
⑨	KPIの計測・報告	P.18に定めるKPIについて、基本目標値以上の目標値を定め、計測・報告を行うものであるか。また、令和8年度及び9年度においても引き続き計測・報告を行うものであるか
⑩	成果物の開示	P.19に定める成果物の開示に同意するものであるか (<input checked="" type="checkbox"/> チェックボックスへのチェックにより意思確認)
⑪	令和8年度及び9年度における事業の継続	令和8年度及び9年度においても、救急医療情報連携プラットフォームを活用して引き続き救急搬送に対してサービスを提供するものであるか (<input checked="" type="checkbox"/> チェックボックスへのチェックにより意思確認)
⑫	全国展開に際しての他の自治体への協力	救急医療情報連携プラットフォームの全国展開に際し、先導自治体として、他の自治体に協力するものであるか

事業内容

- ・申請者情報
- ・事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
- ・成果物の開示に関する同意
- ・令和8年度及び9年度においても事業を継続する旨の表明

参加主体の確保

- ・救急隊（本事業に参加する消防本部、救急隊数（隊員数）、救急システム導入状況等）
- ・医療機関（参加医療機関数、インターネット非接続PC端末への転記システムの導入意向、搬送受入実績等）
- ・医療機関に向け本事業への参加を促すための取組

事業設計の適切性

- ・KPI（各項目について計測・報告する旨の表明、基本目標値以上の目標値設定、独自項目の設定）

事業推進体制

- ・全体構成（基礎自治体、都道府県、参加消防本部、参加医療機関、各事業者、関係団体等を含む事業推進体制全体）
- ・連携する民間の救急システム（事業者名、提供システムの概要、本事業参画同意の有無）
- ・自治体の実施体制（関係部門の役割・体制、デジタル人材、首長等幹部の関与、自治体間の連携体制）
- ・事業運営検討会の構成、開催頻度

事業計画（実装計画、運営計画）

- ・実装計画（事業実施スケジュール、事業経費内訳）
- ・運用計画（令和8年度及び9年度の費用見込み及びその財源、サービスの普及・改善の取組）

全国展開にむけた協力

- ・全国展開に向けた協力内容

評価項目		評価基準	配点
1	参加主体の確保		18
①	参加救急隊の確保	本事業に参加する救急隊数	9
②	参加医療機関の確保	本事業に参加する医療機関数	9
2	事業推進体制		30
①	連携する民間の救急システムの確保	本事業において連携する民間の救急システムの数	6
②	都道府県の参加	都道府県が本事業に参加するものであるか	6
③	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか	9
④	事業推進体制の確立	参加救急隊、参加医療機関、システム提供事業者や関係団体を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	9
3	事業設計の適切性		10
①	事業のKPIの適切性	基本目標値以上の目標値を設定するものであるか	6
		P.18に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	4

評価項目		評価基準	配点
4	事業計画		33
①	実装計画	令和7年度における事業の実施スケジュールが具体的かつ合理的であるか	9
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	9
②	運営計画	令和8年度及び9年度における事業の継続実施に要する費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	9
		令和8年度及び9年度における事業の継続実施における普及・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6
5	全国展開への協力		9
①	全国展開に際しての他の自治体への協力	救急医療情報連携プラットフォームの全国展開に際し、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、積極的かつ適切な協力を行う予定であるか	9